

京都市告示第147号

京都市里道管理条例第4条の規定に基づき、次の里道の路線を廃止します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成24年 7月 2日

京都市長 門川大作

整理 番号	名 称	廃 止 す る 起 点 廃 止 す る 終 点
1	淀里0040号	伏見区淀際目町444番地地先 同町435番地の4地先
2	淀里0041号	伏見区淀際目町444番地地先 同上

(建設局土木管理部道路明示課)